

陸上自衛隊情報学校組織規則

陸上自衛隊訓令第4号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊情報学校組織規則を次のように定める。

平成30年3月2日

防衛大臣 小野寺 五典

陸上自衛隊情報学校組織規則

（校長）

第1条 陸上自衛隊情報学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

（副校長）

第2条 学校に、副校長1人を置く。

（内部組織）

第3条 学校に、次の1室、2課及び3部を置く。

企画室

総務課

管理課

第1教育部

第2教育部

研究部

（企画室）

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
- (2) 組織、定員及び定数に関すること。
- (3) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

（総務課）

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- (3) 人事に関すること。
- (4) 記録及び統計に関すること（第1教育部、第2教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 出版物及び厚生用品に関すること。
- (6) 秘密の保全に関すること（第2教育部の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること。
- (8) 福利厚生に関すること。

- (9) 健康管理に関すること。
 - (10) 印刷に関すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、他の室、課及び部の所掌に属しない事項に関すること。
- (管理課)

第6条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（総務課、第1教育部、第2教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。）に関すること（整備に関することを除く。）。
 - (2) 給養に関すること。
 - (3) 施設の維持及び管理に関すること。
 - (4) 車両及び通信の運用に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、他の室、課及び部の所掌に属しない管理業務に関すること。
- (第1教育部)

第7条 第1教育部においては、学生に対し、情報科に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練（第2教育部の所掌に属するものを除く。）を行う。

(第2教育部)

第8条 第2教育部においては、学生に対し、防衛及び警備のため必要な情報の保全並びに語学に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

(第1教育部及び第2教育部の分課)

第9条 第1教育部及び第2教育部に、それぞれ教務課を置く。

(教務課)

第10条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画に関すること。
- (2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(研究部)

第11条 研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画及び実施に関すること。
- (2) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 調査研究に必要な資料及び資材に関すること。

(陸上自衛隊富士学校との関係)

第12条 室、各課及び各部の所掌事務には、陸上自衛隊富士学校の行う駐屯地業務を含まないものとする。

(室長、課長及び部長)

第13条 室に室長、課に課長、部に部長を置く。

- 2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 課長は、校長（部の課長にあっては、部長）の命を受け、課務を掌理する。
- 4 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。

(主任教官)

第14条 学校に、主任教官 1 人を置く。

2 主任教官は、第 1 教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第15条 学校に、学校教官を置く。

2 学校教官は、第 1 教育部長又は第 2 教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究員)

第16条 学校に、研究員を置く。

2 研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第17条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年 3 月27日から施行する。